

令和 6 年度第 2 回大津市手話施策推進協議会 会議結果

- 会議名称 令和 6 年度第 2 回大津市手話施策推進協議会
- 開催日時 令和 7 年 2 月 6 日（木）14 時 00 分～15 時 30 分
- 場 所 大津市役所 別館 1 階大会議室
- 出席者 委員 5 名、事務局 8 名
- 情報保障 手話通訳者 2 名
- 傍聴者 2 名
- 議 題

- (1) 手話施策推進協議会会長及び副会長の選出
- (2) 手話施策推進プラン下半期の進捗と今後の予定について
- (3) その他

▼会議録（要約）

(1) 手話施策推進協議会会長及び副会長の選出

事務局提案にて、石野委員が会長、田中勉委員が副会長に選出された。

(2) 手話施策推進プラン下半期の進捗と今後の予定について

<事務局>

今回、初めてご出席の委員もおられるので、プランについての説明を行います。

ープランの説明ー

<事務局>

それでは、令和 6 年度下半期の取り組みと次年度の予定について項目ごとに報告します。

施策 1：手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策について。

施策 1ー①災害時の情報取得と情報保障について説明します。1 つめの防災訓練については、11 月 10 日に小野小学校で行われた、危機・防災対策課主催の大津市総合防災訓練へのブース出展と、ろう者、難聴者計 4 名にお越しいただき避難所の受付訓練を行いました。スライドはその様子です。ブースでは、災害時における聞こえない方への配慮について、災害時用バンダナの紹介や、音声を文字に変換するアプリ「こえとら」の体験をしていただきました。

また、今回の訓練では学区住民が主体的に避難所開設をされたので、実際に参加者 4 名も避難所受付を通過し、受付担当の住民の方とやりとりをしてもらいました。ただ、今回は、事前に学区住民の方の事前会議にて配慮ポイントを伝えていましたが、会議の出席者が当日の受付担当者ではなかったこと、また当日支援者も受付近くに一緒にいたため、支援者がいない想定 of 訓練にならなかったという反省点があります。次回は、受付担当者向けに配布資料を作り、当日支援者は受付から離れて見守る流れを作りたいと思います。引き続き、次年度も出展を続けていく予定です。

2 つめの民生委員・児童委員への啓発については、1 月 29 日に瀬田北学区にて第 2 回民生委員ろうあ福祉協会の合同学習会を開催しました。民生委員 21 名、ろうあ福祉協会会員 10 名にお越しいただき、ざっくばらんな交流を通して、聞こえない人の生活やコミュニケーションの取

り方などについてグループワークを行いました。

続いて【施策１－②】おおつ・手話サービスについて手話通訳担当より報告します。

<事務局>

おおつ手話サービスの事業が始まり４年経過しました。当初想定していた使い方以外にも、便利な使い方ができるようになっています。主な使い方は３通りあります。１つ目は、中継サービスという使い方です。目的の場所に、代わりに電話をかけ、用件を伝えたり、用件を聞いて利用者に伝えるという使い方です。これは、事業開始前から行っていた事業です。２つ目は、障害福祉課の職員と直接やり取りを文字で行うという使い方です。３つ目は、遠隔手話通訳です。これは、緊急時に行います。現地に行く時間が短縮でき、そして急な対応が可能です。

<事務局>

続いて施策１－③筆談・手話マークの普及についてです。こちらは、関係機関への配布とカードの利用促進を取り組みとしています。市役所各課への窓口配布までは実施済みで、次年度の取組として、手話サークルへの接触を試み、サークルを通してマークの啓発が出来ればと考えています。今把握しているサークルの数は１５団体あります。うち１３団体は天津市手話サークル連絡会に入っていないため、１つずつ徐々にアプローチ出来ればと考えています。

続いて施策１－④観光施設等での情報取得についてです。

２０２５年国スポ障スポの担当課に呼びかけ、国スポ障スポで、県外から大勢の訪問がある機会に、情報を取得できる機会を作れないかと提案中で、返事待ちです。

続いて施策１－⑤市役所職員・各課への啓発についてです。こちらは９月に人事課と共催で職員研修実施済みです。後ほど説明いたしますが、この研修がきっかけで、２月にある包括主催のケアマネ向け研修への講師依頼がありました。

以上が施策１の報告です。

つづきまして、施策２「意思疎通の手段として、手話を選択しやすい環境整備、手話取得の支援に関する施策」です。

まず施策２－①難聴者向け手話の普及啓発についてです。成人難聴者向け手話講習会の開催を取り組み内容としており、それに向けて、今年度は昨年度から引き続きアンケートを実施しました。お手元にアンケート結果を配布していますので、ご覧ください。アンケート回答者はきこえの出張相談の参加者です。きこえの出張相談に来るのは、主に最近聞こえにくくなってきて、補聴器の相談などを希望する障害者手帳を持たない方です。アンケートは、手話学習の場や当事者の集まる企画に参加したいと思うかなどを問う内容でしたが、結果としては、あまり希望者がいないという印象でした。

また、現在天津市は、難聴協会が開催する難聴者向け手話教室１２回のうち４回、場を借りて天津市の事業として実施していましたが、次年度からは天津市の参画は無しで、協会としてやっていきたいと協会から話がありましたので、一旦共催はとりやめ、適宜ご協力できるよう見守る運びとなりました。

アンケート結果も踏まえ、次年度以降の難聴者への取組や、今後の施策について後ほどご意見いただければ幸いです。

続いて施策２－②「乳幼児の保護者が、手話の必要性を理解して、手話を選択できる情報提供体制について」です。

こちらは、おおつ子育てサイト「とも育」の「相談先」のページへ、相談窓口として「滋賀県立

聴覚障害者センター」を掲載し、窓口を知ってもらえるようにしました。参考にスクリーンをご覧ください。こちらがとも育のサイトで、お子様の相談窓口などの情報を集約しています。

以上が施策2の報告です。

続いて施策3「手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策」です。

まずこれまでも継続して実施している項目については、まとめて報告します。

施策3-①「手話通訳派遣事業」施策3-②「盲ろう者向け通訳介助員派遣事業」については、継続して実施しています。続いて施策3-③「医療現場の遠隔手話通訳の整備」施策3-④「登録手話通訳者研修会」について報告します。

<事務局>

施策3-③「医療現場の遠隔手話通訳の整備」について説明します。当初、大津市民病院との連携について検討しておりましたが、日々の手話通訳業務を行う中で、ろう者が入院し、入院中の情報保障について現場の担当者と協議するほうが理解が得られやすいと感じました。実際に、入院された病院で遠隔手話通訳を行い、その後の環境整備が行えた機関がいくつかあります。日赤志賀病院、滋賀病院、介護の事業所と訪問看護の事業所数件です。常時遠隔手話通訳を受けられる病院を整備できたわけではありませんが、必要な状況になった時に、双方の工夫で遠隔手話通訳ができたことはよかったと思います。

施策3-④「登録手話通訳者研修会」について説明します。研修会を年に2回行っています。年度当初の事業説明会と意見交換会、そして講師をお招きしての研修を行っています。過去3年の研修内容は、令和6年度は「災害を考える」令和5年度は「通訳者の倫理」令和4年度は「手話言語条例と登録手話通訳者」というテーマで講師の方からお話をいただきました。研修会2回では十分ではないと思いますので、実技中心の勉強会を2回行っております。

<事務局>

施策3-⑤「設置手話通訳者研修への参加」については、今年度は9月25日の専任協議会の研修、下半期には11月、1月にあり、そして3月に参加予定があります。

施策3-⑥「手話通訳者の健康管理」については、年1回頸腕検診を実施しており、検診結果を見ながら派遣の際に配慮をしています。

施策3-⑦については、継続して手話通訳者養成講座について案内し、啓発を行う予定です。

続いて施策3-⑧「広報おおつに手話の掲載」についてです。こちらは、広報おおつに手話のコーナーを設けることを取り組みとしていましたが、昨年度広報課と協議した結果、まずはHPに掲載し、「手話コーナー」の実績を積んでから検討することとなりました。そこで、HPへの動画コンテンツの充実から始めることとし、大津手話ハンドブックにも追加で掲載できるように、指文字を紹介する動画を作成し始めています。

以上が施策3の報告です。続いて、施策4「手話を学ぶ機会の提供に関する施策」についてです。

まず施策4-①「手話奉仕員養成事業」について、こちらは現在実施中です。

施策4-②「啓発事業「手話教室」の実施」についてです。これは手話学習を希望する方への出前講座が取り組み内容です。今年度は3月に、木戸地域の60歳以上の方のグループから講座の依頼がありました。「簡単な会話が出来れば何かの役に立つかも…」という思いから申し込まれたとのこと。また、職員向けの研修を全職員に行ったことから、2月13日に行われる包括主催の「閉じこもり、孤立をさせないヒアリングフレイルケア」という介護予防支援等委託事業所向けの研修にて、「聞こえない・聞こえにくい方へのコミュニケーションについて」の研修を行います。

続いて施策4ー③「手話の啓発」についてです。上半期にも口頭で少し報告しましたが、10月5日に明日都浜大津で開催された、おおつ健康フェスティバルに参加した時の写真が準備できたので、様子をお伝えします。ブースを出展し、ろうあ福祉協会にご協力いただきながら、手話とデフリンピックの啓発を行いました。ブースには計54名の方がお越しくださり、手話教室で皆様楽しく手話を覚えて帰られました。以上が施策4の報告です。

続いて施策5「学校における取組による理解の促進」です。

まず施策5ー①「小・中学校で行われる「手話体験学習」への協力を行う」についてです。

こちらは、今年度依頼が無いため引き続き依頼があれば協力を行うこととしています。

続いて施策5ー②「軽度・中等度難聴や片耳難聴の児童を受け持つ先生方に対し相談窓口の啓発」についてです。こちらは難聴児への理解や相談窓口の案内を取り組み内容としており、実態把握のために、保育園と幼稚園の先生向けアンケートを実施予定としています。アンケート内容の検討は令和7年度から検討することとします。また改めて進捗を報告させていただきます。

報告につきましては以上です。引き続き皆様のお知恵をお借りすることとなりますが、今後ともどうぞよろしくお願いします。

ここからは、委員の皆様と共有させていただきました事務局の進捗や予定に対し、ご意見、ご質問等をいただくという形で進めていけたらと考えております。それでは議長にお返しします。お聞きくださりありがとうございました。

<議長>

ありがとうございました。報告、アンケートの結果を踏まえご意見をお願いします。

<委員>

計画通りに進めていただいていることよくわかりました。

まず1点目の質問です。毎年行われている、全日本ろうあ連盟主催の手話言語条例を考える行政担当者学習会に、大津市からの出席がないようですが情報は入っているのでしょうか。情報はありますが出席していないのでしょうか。1月30日に条例を制定している行政担当者向けに50人、31日に条例をこれから制定していく行政担当者向けに50人の定員で行われました。大津市が参加していないのは、残念です。ロードマップについての報告もあり、参考にできることはたくさんあると思います。ぜひ来年度は参加していただけたらと思います。私は、出席しましたが、とても良い報告や取り組みがありました。また、なかなかうまく進まないという行政もあるということがわかりました。大津市のことと照らし合わせながら会に出席をしておりました。

2点目は、災害についてです。黄色のバンダナがありますが、これは大津市の聞こえない人全員に配ったのか、一部の人だけに配ったのか教えてください。そして、手話のできる、手話通訳のできる人にもバンダナを配ったのかお聞きしたいです。また、他地域に聞くとビブスを配布しているところも多いです。ビブスのほうが見てわかりやすいです。バンダナは見にくいと感じます。

3点目、大津市内の避難所、福祉避難所についての情報を聞こえない人に発信しているのでしょうか。また、避難所用にコミュニケーションボードが整備されているのでしょうか。消防や自治会とも連携を取りコミュニケーションボードをすべての避難所に整備されているのか気になります。茨城県の筑西市には、すべての避難所に整備されているようです。

4点目、職員の研修についてです。年に1回なのか、複数回あるのでしょうか。また手話検定受験についての目標数値があるのかも教えてください。筑西市は、級によって目標数値を設定しているようです。また、職員に「検定〇級」というようなバッジを作っているようです。大津市もぜひ

検討していただきたいです。

５点目、手話サービスについてです。聞こえない人の中には、スマホやタブレットを持っていない人がいます。また、聞こえる人でFAXをもっていない人もおり、やり取りができないということも聞きます。日常生活用具にタブレットを加えていただきたいと思います。高齢者に、IT講習を行い、タブレットを持ち、大津市の広報や情報を得ることができたらいいと思います。

<事務局>

１点目、行政担当者の勉強会についてですが、申し訳ありません。私は勉強不足で知りませんでしたが、手話通訳者はじめ担当者は存じております。出席できるといいのですが、予算要求をしていかねばならないことと認識しています。令和７年度は、予算確保していないので、それ以降予算獲得できるようにしたいと思います。

<事務局>

２点目、バンダナは、全員に配布できていません。全員に配布できる予算が今確保できていないため、防災訓練に参加した方、直接お会いした方に渡しています。通訳者には、研修会でお会いした時に渡しています。

<事務局>

ピブスについてのご提案ですが、今バンダナを作り定着させているところです。それをピブスに切り替えることは難しいです。ピブスの有効性については、「看護師」「医師」「手話通訳者」など災害支援の中で、どういう人なのかわかりやすいということがあります。危機・防災対策課にもそのことを伝えたいと思います。提案ありがとうございます。避難所の場所については、危機・防災対策課が、ホームページに掲載しているのでそこで確認いただきたいと思います。コミュニケーションボードのご提案について、必要性があることは担当課とも話しているところです。避難所で使う物品があるのですが、コミュニケーションボードがあったのかどうかは、確認が取れていません。筆談ノートがあるということは記憶しているのですが、ご意見があったということは担当課に伝えておきます。

<事務局>

職員研修について、年に１回です。手話検定の目標数値についての取組の報告、とても良いと思いました。手話奉仕員養成講座については、職員掲示板で案内をしており、受講する職員が増えたという報告があり、その方たちのモチベーションを持続させる方法については課内で今協議中です。

次に、日常生活用具のタブレットについて、他市の状況について知らなかったなので、確認しながら検討ができるものなのか考えていきたいと思います。

<事務局>

タブレットについて補足です。今回の提案は、施策１－②についての提案と受け止めさせていただきます。国の補助をもらっての日常生活用具は、汎用品は不可という条件があります。大勢の人が持っているスマホは、対象に入れることはできません。視覚障害者協会からいろいろな物品を要望されています。それを日常生活用具に入れようと思うと、完全に市の単独事業になり、その中で何を取捨選択していくのかということになります。国の補助をもらっての事業でないということをご理解ください。

<委員>

理解はできますが、消極的な回答で残念です。ぜひご検討ください。

<議長>

他には、ご意見ありませんか？

<委員>

黄色いタオル運動というのがあります。黄色のバンダナを作っておられるということですので、この運動と絡めることができるかと思いました。また、避難所を行政が開設し、そこでいろいろな取り組みがあると思います。防災訓練を行い、普段からその準備をするわけですが、そこにろう者も積極的に参加し、聞こえない人も避難するのだということをアピールしてほしいです。

啓発事業は、行政が行うことも必要ですが、ろう者側ももっと地域に出て啓発してほしいです。聞こえない人は、見ただけではわからないので、聞こえないということを地域に知ってもらい、災害時の共助について意識してもらうことが必要だと思います。そして、地域の人も、聞こえない人と一緒に夏祭りを楽しみたいとか行事を楽しみたいと思ってもらうことが必要だと思います。付き合いをしていく中で、手話が必要だとか、筆談が必要だとか考えてもらえると思うのです。

また、施策の2-②について、手話のできる保育士の採用などは、できているのか教えていただきたいです。

次に、3-⑧に関連して、広報についてです。月に2回発行していたのが月に1回の発行になりました。その分、情報の量が多くなり、高齢者には見にくくなりました。

<議長>

ありがとうございました。それでは事務局、お願いします。

<事務局>

民生委員さんとの学習会について、昨年度瀬田東学区から始めていただき、感謝しております。地域の活動を続けていただいている民生委員の視点で、ろう者の方も地域と一緒に活動をしてほしいという大切なご意見、ありがとうございます。バンダナと黄色いタオル運動との連動、検討させてもらえたらと思います。避難所における様々な障害者への対応についてですが、福祉避難所の運営マニュアルを今進めているところで、危機・防災対策課とも情報を共有していきたいと思います。防災訓練についても、毎年行っており、今年度は小野で行いました。差別解消部会からのご提案で、防災訓練の案内を各障害者団体の方にポスティングし、地域に住む障害者の方に参加してもらえるような案内をしました。毎年、大津市の防災訓練はどこかの地域で行うので、案内ができるようにしたいと思います。

手話のできる保育士の採用についてですが、聞こえない子どもがどの地域にいて、どの保育園に行くのかということも含めて、障害のある子どもへの合理的配慮についても、人事課も今日来ているので、考えさせていただきたいと思います。広報おおつについては、担当課に伝えておきます。

<議長>

ご意見他にありませんか？

<委員>

施策5-①について、学校からの依頼がないと報告にあがっているが、こちらからの働きかけもしていないのでしょうか。手話は、1回ではなかなか覚えられないということもあると思うので、繰り返し啓発をしていく必要もあるのではないかと思います。それと、特別支援級、聞こえないに不自由のある子どもさんへの支援がどのようになっているのか、そして、出前講座の依頼が、木戸からあったということですが、学区では福祉のまちづくり講座というのもやっているの、

そこでやってもらえるといいと思います。

<議長>

学校からの依頼について、事務局からお願いします。

<事務局>

小中学校での手話体験学習がないということについてですが、依頼が全くないというわけではありません。学校が、社協に依頼をし、社協からろうあ福祉協会に依頼をされます。年間 13 件くらいの依頼があると聞いています。そのようなルートがありますので、直接障害福祉課への依頼はないということです。2 年に 1 度くらい直接依頼があり、それが今ないということです。

<事務局>

施策 5－①の（１）は 13 件で（２）はゼロということですね。表記の仕方が、間違っております。申し訳ありません。

<委員>

1 つ目の質問、おおつ手話サービスの利用が増えているということについて、市役所に出向かなくてもアクセスができるということはとてもいいことだと思います。ただ気になるのは、緊急時に使っているということです。ろう者が出先で困ったことがあった時に、ライン電話を使い、通訳をしてもらうということですが、通訳者の負担にはならないのか、心配しています。私の経験上、対面の通訳と画面上の通訳では、ストレスのかかり方が違います。緊急時ということは、時間のこともあると思いますし、そのあたり、2 名の通訳者の健康面は大丈夫なのか気になります。

2 つ目は観光の件です。県でも国スポ障スポのボランティアの養成をされています。それは、各競技場の情報保障です。大津市では、いろいろな観光名所があり、選手や応援に来られた人がその観光地を巡りたいと考えておられる方もたくさんいると思います。そこに、手話のできる方がいることは大切だと思います。県のボランティアとは別の役割で、県外から来られる方に対し、手話で案内ができるというつながりができればよいと思います。

3 つ目、優生保護法の関係です。1 月に賠償法ができました。被害にあわれた方に周知するのは、県の役割です。原告の半分は聞こえない方と聞いています。大津市のホームページを見ると、周知に関する情報が載っています。ですが、国からの文言をそのまま載せているので、文章が難しくわかりにくいです。聞こえない方が見てわかるような工夫、例えば手話で解説をするというようなものがあればいいと思います。大津市にも、被害にあわれた聞こえない方がおられました。その方は、最初はこのことを話すのも嫌がっておられたのですが、段々と考え方が変わっていき、若い方にも知ってほしいと証言をされたという経過があります。時間をかけて、制度につなげる取り組みができればいいのかと思います。ろうあ協会や手話通訳問題研究会と一緒に取り組んでいけたらいいなあと思います。

<議長>

大切な 3 つのお話をいただきました。ありがとうございます。では事務局からお願いします。

<事務局>

おおつ手話サービスの件です。今日は、年間の利用件数のデータを持ってきていないのではっきりは言えませんが、遠隔手話通訳は、2 か月に 1 度ある程度です。実感としては、負担に感じるということはありません。緊急の場合は、突然遠隔通訳の依頼が来て、そのまま通訳をするのですが、5 分くらい通訳をし、そのまま続けることが可能なら続けますし、続けることが難しそうな場合は、

後日対面でのやり取りに切り替えようと提案することもあります。時間外の対応も全くないわけではないですが、負担に感じるようなことは今のところはありません。

国スポ障スポについてですが、担当課に提案をしているところで、具体的なことが決まっているということではありません。できたらいいなあというような段階です。

<事務局>

旧優勢保護法のこと、プランのこととは直接関係はありませんが大切なことです。大津市のホームページについても、よく見つけていただいたと思っています。これは、障害福祉課が所管しているのではなく、保健所の保健総務課が周知の窓口になっています。具体的には、国が保障するものですので、窓口が各都道府県となっています。市のホームページは県のホームページのリンクを貼っています。県は、国のホームページのリンクを貼っているのですが、そこには手話での解説も併せて貼っているので、丁寧にご案内出来たらよかったと思っています。所管の保健総務課に伝えたいと思います。

<委員>

障害福祉課の担当者の方、いろいろご尽力いただきありがとうございます。事務局からは、担当課に伝える、というご回答がたくさんありましたが、業務が縦割りだと感じます。横の連携を取りながら進めていただけないかと思いました。また、先ほど話が合った小中学校の手話学習についても、窓口がバラバラではなく、ワンストップにできないかと思います。窓口をきっちり載せた方がいいと思います。松阪市には、言語条例が制定されており、設置通訳者が2名います。通訳者2名だけでは対応が追いつかないので、庁内に手話普及委員を設置し、手話に関する施策を担ってもらっています。たとえば、学校に出向いて周知をするということをやっています。細かい業務分担はわかりませんが、いろいろな業務をみんなで担っておられるようです。障害福祉課の中で、協力し合いながら進めていただきたいと思います。

<委員>

私も、前回から会議に出席し、小中学校への手話学習の依頼を社協が受けているということを初めて知りました。

<議長>

他にはありませんか？

観光についての話がありましたが、大津市の場合は、観光地がたくさんあります。私も県外のお客様を、石山寺などへご案内することがあります。手話ガイドがあればいいのになあと思ったことがよくあります。金沢市に行った時には、聞こえない手話ボランティアの方が2名来てくださり、案内してもらいました。何度も訪れたことはありますが、ガイドがあることによって今まで知らなかったことを知ることができ、とても良かったです。滋賀の中でも彦根市に手話通訳士の資格を持ったボランティアがおられます。また、先ほど委員より手話普及員の話もいただきました。いろいろな各市の情報を集めていただけたらと思います。では、意見もないようですので、一旦事務局にお返しいたします。

(3) その他

<事務局>

次の開催ですが、例年9月10月ごろに1回目、1月2月頃に2回目を開催しております。次年度は、9月に国スポ障スポが開催されますので、1回目をその前の8月にした方がよいのでは

と考えております。いかがでしょうか。

一委員 異議なし

では、次回は８月ごろの予定で行いたいと思います。

<議長>

皆様の積極的なご意見、ありがとうございました。スムーズな議事の進行ありがとうございました。

<事務局>

それでは、これを持ちまして本日の大津市手話施策推進協議会を終了とさせていただきます。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。